

みなさんへの各種支援

新型コロナウイルス感染症に関連する支援などを一覧にしました。こちらに掲載されたものの他にも国などの支援もあります。
(内容は6月16日現在のものです)

お金に関すること

個人向け

市民のみなさんへ 申請については6面へ

1. 特別定額給付金 令和2年4月27日において、住民基本台帳に登録されている方を対象に、1人につき10万円給付するものです。申請書が届いていない方はコールセンターまでご連絡ください

2. 市税等の納付猶予 市税、国民健康保険税、介護保険料など、納付が困難と認められる方は無担保かつ延滞金なしで最大1年間納付の猶予を受けられます。

3. 傷病手当金の支給拡大 市川市国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者の方が、新型コロナウイルスに感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のために勤務ができず、給与等の支払いを受けることができなかった場合に支給します。

4. 児童扶養手当緊急支援給付金 6月11日、8月11日(火)、10月9日(金)に給付金が支給されます。支給額は第1子:40,000円、第2子20,000円、第3子以降10,000円加算です。

5. 子育て世帯への臨時特別給付金 子育て世帯への臨時特別給付金を、対象児童1人につき10,000円を6月19日に支給しました(特例給付(月額5,000円)を受給する方は対象外です)。公務員は申請が必要なため、後日の支給となります。

6. 減収対策緊急支援給付金 新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した個人を支援するため、令和元年度の住民税相当額を給付します。

7. 保育料の減額 感染予防のため登園を自粛した際(市が登園自粛を要請した期間に限る)や保育園が休園した場合、日数に応じて保育料の減額を行います。

納期までに税金が納付できないかもしれない

感染したかもしれなくて勤務ができなかった

休校などで子育てにかけられるお金が増えた

休業などで収入が減った

保育園に預けることを自粛した

712-8609特別定額給付金コールセンター

**712-8653納税・債権管理課
712-8534国民健康保険課
712-8542介護福祉課**

712-8532国民健康保険課

712-8539子ども福祉課

712-8539子ども福祉課

704-8078減収対策緊急支援給付金担当

704-0255子ども施設入園課

事業者向け

新型コロナ感染症拡大防止対策を行った、行う予定

1. 事業者緊急支援事業臨時給付金 4月1日から8月31日(月)の間で実施、または実施予定の感染症拡大防止のための取り組みを対象に、20万円を上限に支給します。

2. 中小企業資金繰り 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りの支援を図るため、融資を受けた事業者に対し、利子補給・信用保証料補助を行います。対象資金、申請方法など詳細は市公式Webサイトを確認ください。

新型コロナ感染症拡大防止対策を行った、行う予定

資金繰りの融資を受けたい 詳しくは6面へ

370-3604, 3605, 3606 事業者向け臨時給付金担当

711-3691商工業振興課

生活に関すること

外出自粛でゴミが増えた

1. ごみの臨時収集 家庭から排出されるごみの量が増加しています。ごみの保管や排出に係る市民負担の軽減と公衆衛生の確保を図るための緊急対応として、家庭ごみの臨時収集を実施します。

2. リサイクルキャンペーン 家庭で使わなくなった家具などをリサイクルする活動を支援するため、リサイクル品の運搬に公用車(軽トラック、軽ワンボックスカー)を無料で貸し出します。

3. チャットボット 市公式LINEアカウントや市公式Webサイトで、チャット(対話形式)による問い合わせに、AIが自動回答するものです。

4. コールセンター 月～金曜日(祝日を除く)平日午前9時～午後5時で、新型コロナウイルス感染症による、子育て、福祉・生活、健康、経済対策などの相談に対応します。

5. こども家庭支援センター 保護者からの育児相談や18歳未満のお子さんからの相談も受け付けています。

困ったことにすぐに答えてほしい

相談に乗ってほしい

いつもと違う子育てで不安

**収集体制
ごみの分別・出し方
収集日・収集作業・集積所**

**712-5781循環型社会推進課
712-6317生活環境整備課
712-6301清掃事業課**

712-6368管財課

318-9096Web管理課

712-8661コールセンター

711-0679こども家庭支援課

その他

感染により自宅療養していて、買い物に行けない

1. 自宅療養者支援 新型コロナウイルスに感染し、自宅で療養している方とご家族を支援するために食料や日用品を詰め合わせた「生活応援セット」をお届けします。

2. ホテル受け入れ 軽症の感染者を市内宿泊療養施設で受け入れます。

3. ドライブスルー PCR検査 感染の疑いがあるとかかりつけ医が判断し紹介状を書いた方を対象に、車に乗ったまま検体採取を行います。

感染した(軽症)と診断されたけど自宅以外で療養したい

新型コロナウイルスに感染したか不安

712-8519地域支えあい課

詐欺に注意してください

市役所職員が以下を行うことは絶対にありません。

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること
- 代理申請を申し出ること

不審な電話などがありましたら、市や警察にご連絡ください。

特別定額給付金の申請について

申請期間は令和2年8月31日までとなっております。忘れずに申請してください。

特別定額給付金
コールセンター
☎712-8609

給付について

市から送られた申請書での申請については、順次給付を開始しています。右記2次元コードから、「市川市特別定額給付金問い合わせ Webサービス」で申請書番号を利用して進捗状況を確認できますので、ご利用ください。

申請書は届きましたか？

市から各世帯宛てにお送りした申請書が「あて所に尋ねあたりません」として戻ってきていますので、コールセンターに確認してください。

なお、住所を変更したが、郵便の転送手続きをしていない方は、右記2次元コードから、送付先変更の手続きをお願いします。

※市公式Webサイトをご覧になれない方は、その旨をコールセンターにお申しつけください。

また、4月27日以前に出生したにも関わらず届出が間に



また、給付が決まりましたら、振込予定日を記載した通知をお送りします。

なお、金融機関口座をお持ちでない方は、コールセンターへご相談ください。



合わなかった子どもや、4月27日前後で転入届を提出し、対象となった方へは別途、申請書を送付しますのでお待ちください。

※7月15日になっても申請書が届かない場合は、特別定額給付金コールセンターへご連絡ください。

配偶者からの暴力を理由に市川市に避難している方は、給付金を受給できる場合がありますので、コールセンターへお問い合わせください。

(特別定額給付金課)

中小企業の資金繰り支援

●対象者:以下を満たす中小企業者

- ・市内に主たる事業所があること
法人の場合、事業実態のある登記上の本店(または登記上の主たる事務所)があること
- ・市のセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けていること

●対象資金

県のセーフティネット資金(市町村認定枠・危機関連保証枠)または新型コロナウイルス感染症対応特別資金*

※新型コロナウイルス感染症対応特別資金の場合については、国の補助を受けていないものに限ります。

●利子補給率:1%

融資実行日から3年間分の利子を最大全額補給(補助対象融資限度額:2,000万円)

●信用保証料補助額:247,500円(上限)

●期間:融資期間7年(限度)/据置期間:1年(限度)

融資期間・据置期間は市の補助制度を利用する場合の条件になります。

●資金使途:運転資金・設備資金

☎711-3691商工業振興課

7月の市民相談

☎=仮本庁舎、㊤=行徳支所

相談名	会場・日程	相談時間	相談内容〈 〉は相談員	相談名	会場・日程	相談時間	相談内容〈 〉は相談員
民事一般	㊤・㊤ 毎週月～金曜日	8:50～12:00 13:00～17:00 (受付16:30まで)	民事に関する一般的な相談、市政案内(市民相談員)	消費生活	消費生活センター 毎週月～金曜日(毎月第2・4土曜日は電話相談のみ)	10:00～16:00 (窓口及び電話相談)	消費生活に関する相談、苦情処理及び消費者トラブル解決のあっせん 〈消費生活相談員〉
出張市民相談	大柏出張所 17(金)				消費生活センター ☎320-0666		
行政書士	㊤ 13(月)	13:00～17:00 (受付16:30まで)	相続手続、遺言書、贈与、成年後見、契約書、官公署提出書類作成、外国人の在留などに関する申請など〈行政書士〉	多重債務 予約制	㊤ 14(火)、28(火)	10:00～12:00 13:00～16:00 (窓口及び電話相談)	多重債務に関する相談(弁護士)※予約制(消費生活センター☎320-0666)
	㊤ なし			㊤ 市民相談室内 ☎359-1121(上記日程のみ)			
行政	㊤ 22(水)	13:00～15:00 (受付14:30まで)	国、特殊法人などへの苦情や要望〈行政相談委員〉	人権擁護	㊤ 7(火)、21(火)	13:00～16:00	家庭問題やいじめ、いやがらせなどの悩み 〈人権擁護委員〉
	㊤ 6(月)				㊤ なし		
登記	㊤ 1(水)	13:00～16:00 (受付15:30まで)	不動産登記、会社登記、境界調査など〈司法書士・土地家屋調査士〉	女性のための法律相談 予約制	㊤ 2(木)	13:00～16:00 (受付15:30まで)	女性市民を対象とした法律相談(女性弁護士)
	㊤ 15(水)				多様性社会推進課 ☎322-6700		
不動産取引	㊤ 6(月)、20(月)	13:00～16:00 (受付15:30まで)	土地・建物の売買や賃貸などのトラブル(宅地建物取引士)	建築行政	男女共同参画センター 毎週水曜日※休館日を除く 男女共同参画センター相談室 ☎323-1777	13:00～17:00	建築にかかわる民事的な相談(中高層建築物を含む) 〈建築行政相談員〉
	㊤ 13(月)				㊤ 毎週月・金、第3水曜日 ㊤ 毎週水(第3水除く) 建築指導課☎712-6335	9:00～17:00 (受付16:30まで)	
弁護士法律(平日)	㊤ 3(金)、9(木)、10(金)、17(金)、30(木)、31(金)	13:00～16:00	相続・遺言、損害賠償、金銭貸借、離婚、借地借家、成年後見などの専門的な法律の知識を必要とする相談(弁護士) 〈認定司法書士〉 ※弁護士法律相談(平日)の予約は毎週金曜日(閉庁日の場合は前日)8:45から翌週分を直通電話で受け付けます。	労働 予約優先	㊤ 1(水)、15(水)	18:00～20:00	労働上のトラブルに関する相談(社会保険労務士)
	㊤ 3(金)、10(金)、17(金)、31(金)						
弁護士法律(土曜)	㊤ 18(土)	13:00～16:40		年金	㊤ 9(木)	13:00～16:30 (受付16:00まで)	各種公的年金について 〈社会保険労務士〉
	㊤ 15(水)						
司法書士法律(昼間)	㊤ 22(水)	17:00～20:00		住宅リフォーム 予約優先	国民年金課☎712-8538		増改築、修繕など 〈市川住宅リフォーム相談協議会相談員〉
	㊤ 1(水)、8(水)、15(水)、22(水)、29(水)						
司法書士法律(夜間)	㊤ 8(水)	10:00～15:00	示談や損害賠償の方法〈県交通事故相談員〉 ※土日祝日を除く2日前までに要予約	後見制度 予約制	㊤ 9(木) ㊤ なし 街づくり推進課 ☎712-6327	13:00～16:00 (受付15:00まで)	高齢者・障がい者の成年後見制度の相談(社会福祉士)
	㊤ 2(木)、16(木)						
交通事故	㊤ なし				社会福祉協議会 21(火) 社会福祉協議会 ☎320-4001	9:00～16:00	